

堺市障害者雇用貢献企業認定制度について

H23～H27年度の成果

- ・堺市障害者雇用率 上昇
- ・市内企業における雇用障害者数 増加 (認定企業における雇用障害者数も増加)

現状・課題

○ 障害者の雇用率

H23 堺 1.65%、府 1.63%、全国 1.65%
⇒ H26 堺 1.76%、府 1.81%、全国 1.82%

○ 障害者雇用貢献企業認定事業の実績

・H23: 24社 ・H24: 13社 ・H25: 17社
・H26: 21社 ・H27: 19社

※「障害者支援機関連携企業」の認定継続性が乏しい
※認定要件満たすが、インセンティブ(奨励金 10万円は1回限り等)が感じられないとして、件数が伸びなかった。

○ 認定企業が雇用する障害者の数

・H23: 82人・H24: 89人・H25: 100人
・H26: 141人 ・H27: 148人

○ 認定の傾向

・納付金制度の対象外である50人未満の企業が68.2%。
(堺市の事業所のうち、50人未満の事業所割合は96.5% (平成24年経済センサス-活動調査))

○ 国制度の変遷

・平成27年度から従業員100人以上の企業も納付金制度の対象
・平成28年度から障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務
・平成30年度から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加

○ 認定企業等の意見

・最も効果のある支援は奨励金等、資金面の支援

28年度以降の方向性

障害者の新規雇用・定着支援の強化による雇用率上昇

○ 認定要件の見直し

- ・除外率の適用 (参考: 国の障害者雇用状況報告)
- ・25人未満の小規模事業所で雇用率4%を新規雇用障害者1人で達成している事業所を認定可とする
- ・雇用されている障害者のうち、親族は算定の対象外

○ 障害者雇用への意欲を高める取組み【拡充】

⇒ 定着に対するインセンティブ(奨励金)の必要性
28年度以降の認定新規雇用障害者を対象に、3年を限度に1年間定着するごとに10万/人(一企業あたり2人分を限度)
(ただし旧制度の認定企業の雇用障害者が定着していたら28年度1回限り10万円)

○ 認定企業向け障害者雇用管理サポート講座の実施【新規】

⇒障害者支援団体等と連携し、認定企業の好事例等、障害者雇用管理に関する情報交換・サポート講座を行う。

○ 雇用関連施策との連携

- ・障害者雇用推進セミナーにおいて貢献企業の事例発表
- ・障害者合同面接会への参加を呼びかけ、マッチングを図る

概要: 中小企業における障害者の雇用機会を拡大するため、様々な形で障害者雇用を推進・貢献する事業所を、「堺市障害者雇用貢献企業」として認定し、企業情報の発信や奨励金の支給などの支援措置を講じる。

堺市障害者雇用貢献企業

(対象企業)

堺市内に本社がある**中小企業**(NPO、個人事業主等含む)で、次のいずれかに該当する企業

■ 多数雇用貢献企業

⇒堺市方式による独自基準で、4%以上の「雇用貢献率(従業員50人未満企業については2人以上の雇用)」を達成している企業

※ 国の法定雇用率の算定基準よりも緩和(様々な形で幅広く障害者雇用を支援)

常用雇用につなげるためのきっかけづくり

■ 新規雇用創出企業

⇒既存企業による新事業展開、新規創業、子会社・協同組合の設立など、新たな取組みを通じて新規に2人以上の障害者を雇用する企業

市内企業の特例子会社設立支援

■ 障害者支援機関連携企業

⇒障害者就業・生活支援C、障害者就労移行支援事業所、(公財)堺市就労支援協会等の訓練生等を受け入れ、2年以上雇用を継続している企業

【認定要件の変更内容】

- ・除外率の適用 (参考: 国の障害者雇用状況報告)
- ・25人未満の小規模事業所で雇用率4%を新規雇用障害者1人で達成している事業所を認定可とする。
- ・雇用されている障害者のうち、親族は算定の対象外とする

○平成28年度～32年度までの5年間の時限措置

認定要件が同じH25からH27までの実績より、認定企業のうち、約3割が障害者雇用増⇒42社×1/3=14社、約5割の雇用維持企業のうち、さらに3割が雇用増に転じると仮定して⇒42社×1/2×1/3=7社、経過措置該当既認定企業14社

支援措置

1 情報発信

・市のHPでの企業紹介

2 融資

・堺市中小企業向け融資(活力強化資金)において、保証料負担を免除

3 発注上の優遇

・総合評価入札制度における加点

4 奨励金支給【拡充】

- ・1企業あたり30万円(前年度より障害者が増加している企業)
- ・新設の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所は100万円
- ・国の調整金受給企業は15万円
- ・国の納付金を納めている企業は対象外
- ・障害者の雇用数を維持している企業で28年度以降の認定新規雇用障害者を一定年数以上雇用している貢献企業(10万円/人 上限20万円)

(ただし、旧制度の認定企業の雇用障害者が定着していたら28年度1回限り10万円)

5 認定企業向け障害者雇用管理サポート講座の実施【新規】

・障害者支援団体等と連携し、認定企業の好事例等、障害者雇用管理に関する情報交換・サポート講座を行う。

○企業数の見込みについて

・多数雇用貢献企業
H26時点で雇用率3.5%超の企業は35社、⇒企業数が1割ずつ増加すると仮定: 50社

・障害者支援機関連携企業
⇒支援機関からの見込聴取: 10社

合計60社中、7割が申請するとして、**認定企業数42社**

○予算要求額

@100万円×1社=100万円(特例子会社等)
@30万円×21社=630万円(雇用増加企業)
@15万円×1社=15万円(調整金受給企業)
@10万円×14社=140万円(障害者雇用定着企業)
サポート講座経費 講師謝礼金 23,000円/人×3人=6.9万円
17,000円/人×1人=1.7万円

その他事務経費 6.5万円

合計**900万円(27年度予算747万円)**